

デンマーク

特許規則

2009年1月29日命令 No. 93

2009年2月11日施行

目次

第 I 部 特許出願

第 1 章 範囲

第 1 条

第 2 章 出願及びその記録

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 3 章 出願の言語及び提示

第 8 条

第 9 条

第 4 章 優先権

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 5 章 クレーム，説明，発明の名称及び要約

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 6 章 寄託

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 II 部 出願の審査及びその他の処理

第 7 章 特許出願の補正

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 8 章 分割及び分離

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 9 章 公衆の利用に供する出願

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 10 章 特許性に関する審査

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 III 部 特許の付与等

第 11 章 特許の付与

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 12 章 特許登録簿

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 IV 部 異議申立, 行政再審査, 終了

第 13 章 異議申立の審査

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 14 章 行政再審査

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条 特許所有者以外の者による再審査請求

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条 特許所有者による再審査請求

第 73 条 公表及び公告等

第 74 条

第 15 章 特許終了の請求

第 75 条

第 76 条

第 77 条 特許所有者以外の者による終了請求

第 78 条

第 79 条

第 80 条

- 第 81 条 特許所有者による終了請求
- 第 82 条 公表及び公告等
- 第 83 条

第 V 部 医薬品及び植物保護製品の補足的保護証明書

第 16 章 証明書の申請及び証明書登録簿等

- 第 84 条 定義
- 第 85 条 証明書の申請，並びにその審査及びその他の処理等
- 第 86 条
- 第 87 条
- 第 88 条
- 第 89 条
- 第 90 条
- 第 91 条
- 第 92 条 証明書登録簿等
- 第 93 条
- 第 94 条 更新手数料の納付

第 17 章 証明書の行政再審査等

- 第 95 条 行政再審査(規則第 15 条参照)
- 第 96 条
- 第 97 条
- 第 98 条
- 第 99 条 証明書の存続期間の行政再審査
- 第 100 条 証明書の存続期間の延長についての行政再審査(医薬品についての補足的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日規則 No. 1768/92 第 15a 条参照)
- 第 101 条 再審査に関する公告及び証明書登録簿への登録
- 第 102 条 権利の回復

第 VI 部 国際出願及び欧州出願並びに特許

第 18 章 国際出願の受領等

- 第 103 条
- 第 104 条
- 第 105 条
- 第 106 条
- 第 107 条

第 19 章 国際出願についての手続

- 第 108 条

第 109 条

第 110 条

第 111 条

第 20 章 欧州特許出願及び特許等

第 112 条

第 113 条

第 114 条

第 115 条

第 116 条

第 117 条

第 118 条

第 119 条

第 VII 部 雑則

第 21 章 雑則

第 120 条 航空機用の予備部品及び付属品

第 121 条 公告

第 122 条 委任状

第 123 条 言語

第 124 条 強制ライセンス

第 125 条 提出された請求等の書類

第 VIII 部 施行期日及び経過規定

第 22 章 施行期日

第 126 条

第 127 条 経過規定

第 I 部 特許出願

第 1 章 範囲

第 1 条

別段の定がある場合を除き、特許出願に関する本規則は次のものに限定して適用する。

- (i) デンマーク特許出願
- (ii) 特許法第 31 条に基づいて手続が行われるか、又は特許法第 38 条に基づいて審査その他の処理が開始する国際出願、及び
- (iii) 特許法第 88 条に従いデンマーク特許出願に変更された欧州特許出願

第 2 章 出願及びその記録

第 2 条

- (1) デンマーク特許出願は、特許商標庁にしなければならない。出願様式は、無料で提供される。
- (2) デンマークを指定国とする国際出願は、特許協力条約(PCT)に基づいて所定の受理官庁である当局又は国際機関に提出しなければならない。受理官庁としての特許商標庁に関する規定は、第 103 条から第 107 条までに定める。
- (3) デンマークを指定国とする欧州特許出願は、欧州特許条約に基づいて所定の受理官庁である当局又は欧州機関に提出しなければならない。特許商標庁による欧州特許出願の受領に関する規定を、第 112 条及び第 113 条に定める。

第 3 条

- (1) デンマーク特許出願には、次の事項を記載しなければならない。
 - (i) 出願人の名称又は企業名、郵便宛先、並びに代理人を選任していない場合は出願人の電話番号及びファックス番号(該当するものがある場合)、また、出願人が代理人を選任している場合は代理人の名称又は事務所名、郵便宛先並びに電話番号及びファックス番号(該当するものがある場合)
 - (ii) 発明者の名称及び郵便宛先
 - (iii) クレームされた発明の簡潔な、かつ、事実即した名称
 - (iv) 1 の特許が複数の出願人によって共同で出願される場合において、それらの者が 1 人の代理人によって代表されていないときは、出願人中の 1 人が全員の代理として特許商標庁からの通信を受ける権限を付与されるか否か。そうでない場合は、頭書の出願人が出願人全員の代理として特許当局からの通信を自動的に受領することになるからである。
 - (v) 出願が特許法第 8a 条(1)にいう生物学的材料の試料の寄託を含んでいる場合は、その旨の情報
 - (vi) 発明者以外の者が特許出願をする場合は、発明に対する出願人の権原、及び発明者がその発明に対する特許出願について通告されていること(特許法第 8 条(4)参照)、及び
 - (vii) 出願に添付する書類
- (2) 出願の添付書類には、次のものを含めなければならない。

(i) 発明の理解のために必要とされる場合の図面又は写真を含め発明の説明，並びに必要な場合は，配列一覧(第 19 条参照)，クレーム及び要約

(ii) 委任状(第 122 条参照)

(3) 出願には，所定の出願手数料を納付しなければならない。

(4) 発明が植物又は動物由来の生物学的材料に関係するか又はそれを利用する場合において，特許出願には，出願人が知っているときは，その材料の原産地についての情報を含めなければならない。出願人がその材料の原産地を知らない場合は，そのことは出願書類から明らかでなければならない。その材料の原産地又は出願人がそれを知らないことについての情報の欠落は，特許出願の審査及びその他の処理又は付与された特許により与えられる権利の有効性には影響を与えない。

(5) 発明が人間由来の生物学的材料に関係し又はそれを利用する場合において，その生物学的材料の由来源である者が出願に同意しているか否かということが出願書類から明らかでなければならない。この同意についての情報は，特許出願の審査及びその他の処理又は付与された特許により与えられる権利の有効性には影響を与えない。

第 4 条

出願人が特許法第 9 条にいう調査を希望する場合は，出願日又は出願がなされたとみなされる日から 3 月以内にその請求書を提出しなければならない。(第 38 条参照)

第 5 条

(1) 特許商標庁は，提出日及び特許法第 8b 条(1) (i) から (iii) までに基づく条件が満たされた日を願書に記入する。

(2) 出願日の付与について特許法第 8b 条に定めた条件が満たされず，かつ，特許商標庁が出願人に連絡することができる情報を有する場合は，特許商標庁は，出願人にその通知から 2 月の期限の到来前にそれらの欠陥を是正するよう求める。

(3) 特許法第 8b 条(1) に定めた条件の 1 又は複数が当初の出願において満たされなかった場合は，その後全条件が満たされた日を出願日とみなす。ただし，特許法第 8b 条(3) にいう期限が遵守されていることを条件とする。

(4) 説明の一部が出願から欠落していると思われる場合又は欠落していると思われる図面を出願が参照している場合は，特許商標庁は，出願人に対し，その通知から 2 月の期限の到来前にその欠落している部分又は図面を提出するよう求める。

(5) 特許法 8b 条(1) に従う条件の 1 又は複数が満たされた日から，又は(4) にいう求めを出願人に送付した日から起算して 2 月の期限の到来前に，説明の欠落部分又は欠落図面が特許商標庁に提出された場合は，説明のその部分又は図面は願書に含めるものとし，(6) 及び(7) に従うことを条件として，出願日は，特許商標庁が説明の前記欠落部分又は前記図面を受領した日とする。

(6) 特許法第 8b 条(1) にいう 1 又は複数の要素を特許商標庁が最初に受領した日に先の出願からの優先権を主張する出願からのその欠落を訂正するため，(5) に示した通りに説明の欠落部分又は欠落図面が提出された場合において，その提出日は，請求を受けたときは，特許法第 8b 条(1) の条件が満たされた日とする。ただし，それが 2 月の期限内に満たされることを条件とする。

(7) (5)に基づいて提出された説明の欠落部分又は欠落図面が特許商標庁によるその受領から起算して2月の期限内に取り下げられた場合は、その提出日は、特許法第8b条(1)の条件が満たされた日とする。

(8) 願書が第8条(1)にいう言語の1により作成された先の出願への言及を含む場合は、その言及は、出願日を確定するために説明及び何れかの図面と差し替えることができる。

第6条

(1) 特許商標庁は、提出された特許出願についての記録を保管する。

(2) その記録には、次の事項を記入する。

(i) 出願番号

(ii) 国際特許分類制度による出願の分類

(iii) 出願人の名称又は企業名及び郵便宛先

(iv) 出願人が代理人を選任している場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先

(v) 発明者の名称及び郵便宛先

(vi) 発明の名称

(vii) 出願が次の場合、すなわち、

(a) デンマーク特許出願である場合は、その出願日、及び効力発生日が出願日と異なるときは効力発生日

(b) 国際出願である場合は、国際出願日及び特許法第31条に基づく手続がとられた日又は特許法第38条(3)に基づいて出願されたとみなされた日、並びに国際出願番号

(c) 変更された欧州特許出願である場合は、欧州特許出願番号、欧州特許条約による出願日及び欧州特許出願がデンマーク特許出願に変更された日

(viii) 特許法第6条に基づいて優先権が主張されている場合は、優先権主張の基礎とする出願の出願国及び当該出願の出願日並びに出願番号

(ix) 分割又は分離から生じている場合は、その親出願の出願番号

(x) 生物学的材料の試料の寄託を伴っている場合は、その旨の情報並びに寄託した機関及び寄託機関が付与した寄託試料番号

(xi) 分割又は分離により新たな出願が生じた場合は、その旨の情報及びそれら新たな出願の出願番号の記載

(xii) 特許法第22条(3)に基づいて公衆の利用に供せられている場合は、その日付

(xiii) 実用新案法第12条に基づいて特許出願から実用新案出願が生じた場合は、その旨の情報及び実用新案出願の出願番号の記載

(xiv) 出願に関して受領された通信及び納付された手数料、及び

(xv) 出願に関して送付された通知及び通信

(3) この記録は、出願が公衆の利用に供せられた日から、公衆に開放される。ただし、特許商標庁は、(2)にいうデータの一部を前記の日より早く公衆の利用に供する旨を決定することができる。

第7条

特許商標庁は、第6条にいう出願についての情報を公告することができる。公告するときは、その公告には第6条(2)(i)及び(iii)から(ix)までというデータを含めなければならない。

第3章 出願の言語及び提示

第8条

(1) 特許商標庁は、説明、クレーム、要約、図面及び写真を基礎にして、それらの書類がデンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語で入手可能な場合は、新規性調査及び特許性に関する審査の結果を含め出願を審査し、かつ、処理する。他の書類もデンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語で作成することができる。

(2) 書類が(1)に定める言語以外の言語で作成されている場合は、同庁の定める期限内にその翻訳文を提出しなければならない。出願人は、その期限の到来後2月までの期限延長を請求することができる。出願時の説明、図面、写真及びクレームがデンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語以外で提示されている場合は、特許商標庁は、基本書類(第25条(2)参照)でないものについては、その部分の翻訳文の提出要求を控えることができる。特許商標庁はまた、説明、図面、写真、クレーム及び要約以外の書類についての翻訳文の要求を控えること、又はそれら書類の(1)にいう言語以外への翻訳文を受理することができる。翻訳文は、翻訳者により又は他の特定の承認された方法により認証されるよう要求されることがある。

(3) 出願が英語、スウェーデン語又はノルウェー語の書類を基礎とする新規性調査及び特許性の審査に従うものであった場合において、特許商標庁が特許を付与することができるとの結論であったときは、クレームは、デンマーク語で提出しなければならない。説明、図面、写真及び要約は、デンマーク語又は英語の何れかで提出しなければならない。

第9条

(1) 説明、クレーム、図面、写真及び要約は、複製に適した様式で提出しなければならない。

(2) 前記の書類及びその補正は、特許商標庁による所定の様式で提出しなければならない。

第4章 優先権

第10条

(1) (2)に従うことを条件として、特許法第6条に基づく優先権を取得するためには、デンマークにおける出願日又はその出願が行われたものとみなされた日から3月以内に、出願人は、その旨の主張を提出しなければならない。その主張には、優先権主張の基礎とする出願の出願国、出願日、及びそれが国際出願であるときは特許協力条約に基づく規則の規則4.10に従う追加情報を記載しなければならない。デンマーク特許出願については、出願人は、更に優先権主張の基礎とする出願の出願番号を速やかに陳述しなければならない。

(2) 国際特許出願においては、優先権の主張は願書に含めなければならない。当該主張には、優先権主張の基礎とする出願の出願国、出願日及び特許協力条約に基づく規則の規則4.10に従う追加情報を含めなければならない。ただし、特許協力条約に基づく規則の規則26の2に従い、優先権の主張又は前記の追加情報について訂正又は追加をすることができ、その場合は、該当する受理官庁又は国際事務局にその旨の通知をしなければならない。当該通知は、優先日から16月以内、又は訂正又は追加によって優先日が補正されたときは、補正された優先日から16月以内の内、何れか早く満了するときまでにしなければならない。ただし、当該

通知は、国際出願日から4月が経過するまでに提出することができる。

(3) 出願が、第28条に基づいて分割される場合は、別途の優先権の主張なしに、親出願に対する優先権の主張を分割により生じる新たな出願に適用する。

(4) 出願後に優先権を主張する場合又は優先権を取り下げる場合は、それは特許商標庁への別途の通知によって行わなければならない。

第11条

特許法第6条(1)第1文の規定を、世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国でなされた出願に準用する。

第12条

(1) 優先権を主張している出願人は、優先日から16月以内に、原出願を受理した当局が発行し、出願日及び出願人の名称を記載した証明書、並びに特許当局がクレームを処理するのに重要なきは前記当局が認証した出願の謄本を特許当局に提出しなければならない。国際出願については、優先権主張の基礎とする出願の謄本を特許協力条約に基づく規則の規則17.1に従い、本規則第10条にいう国際事務局に若しくは受理官庁に提出するか、又はそれが同規則に従い国際事務局に送付されるよう請求しなければならない。

(2) 特許当局は、(1)第1文に定める書類を提出すべき義務を免除することができる。

(3) 出願人が要求された書類を期限内に提出しないときは、出願人の優先権は消滅する。

(4) 国際出願に関連して、優先権主張の基礎とする出願の謄本が第10条にいう国際事務局に提出されている場合は、特許当局は、特許協力条約に基づく規則の規則17.2に従って、出願の写し及び当該写しの翻訳文のみを要求することができる。

第13条

(1) 第10条の優先権を求めるための基礎として使用することのできる出願は、発明が開示された最初の出願とする。

(2) 最初の出願をした者又はその権原承継人が、同一の発明について同一の当局に後の出願をした場合は、当該後の出願を優先権の基礎として主張することができる。ただし、当該後の出願の出願日において、最初の出願が公衆の利用に供されることなく、かつ、如何なる権利も存続させること又は優先権主張の基礎とされることもなく、取り下げられ、棚上げされ又は拒絶されていることを条件とする。当該後の出願を基礎にして優先権が取得された場合は、先の出願は、優先権を主張する基礎として使用することができない。

第14条

優先権の主張は、出願の一部について行うことができる。複数の出願が異なる国に係わっている場合であっても、同一の出願について、それらから優先権を主張することができる。複数の出願を、単一のクレームに対する優先権の基礎として主張することができる。優先権が複数の出願を基礎として主張される場合は、優先日から始まる期間は、その最先の優先日から起算する。

第5章 クレーム、説明、発明の名称及び要約

第15条

(1) クレームは、保護を求める対象について、所期の効果を達成するために必要な技術的特徴に関して定義するものでなければならない。クレームは、発明の名称、及び可能な場合はその発明が新規性を構成する対象である技術(先行技術)についての記述を含む導入部分、並びに「によって特徴付けられる」又はその類似の表現で開始され、発明の新規であって特徴的特色を記述している特徴部分を含んでいなければならない。例えば使用に関するクレームのような特別な理由が存在する場合は、クレームについて異なる表現を認めることができる。

(2) 各クレームは、1の発明のみに係わるものでなければならない。

(3) 可能な限り、発明が次のカテゴリーの何れに該当するかを記すものとする。すなわち、製品、装置、方法又は用途。

(4) クレームには、明確な文言を使用しなければならず、クレームに記載している発明に直接的関連のない事項又は出願されている排他的権利にとって重要でない事項を含めてはならない。

(5) クレームが理解し易くなる場合は、図面又は写真についての、好ましくは括弧に入れた引用符号を、その導入部と特徴部の両方に含めるものとする。「記述されている通り」又は「図面に示されている通り」のような概括的評言をクレームに含めてはならない。例外的に、図面に示されている線画等に対して直接にクレームにおける引用符号を付すことができる。

第16条

(1) 1の特許出願に複数のクレームを含めることができる。そのような場合は、集約的に配置し、連続番号を付さなければならない。

(2) クレームは、独立的又は従属的なものとすることができる。従属クレームとは、出願の他のクレームにおいて開示されている発明の実施態様に係わるものであり、従って、前記のクレームのすべての特徴を包含しているものである。それ以外のクレームはすべて、独立クレームである。

(3) 独立クレームは、他の独立クレームと同格とすることができる。他の独立クレームと同格である独立クレームは、その対象とする発明を全面的に記述しなければならない。他の独立クレームと同格である独立クレームを、形式上、他のクレームに関係付けることができる。

(4) 1又は複数の従属クレームを1のクレームに関係付けることができる。1の従属クレームを複数の先行クレームに関係付けることができる。従属クレームは、その先行クレームについての言及を以て開始し、その後、発明についての追加の特徴を記載しなければならない。従属クレームは、それが直接に又は他の従属クレームを介して言及する独立クレームの直後に取りまとめて置かなければならない。

第17条

(1) 1の出願が複数の発明を含んでいる場合において、それらの発明の間に技術的関連があるときに限り、特許法第10条に従っているものとみなす。技術的関連は、全体又は部分的に同一又は類似の特別な技術的特徴を有している発明において自明でなければならない。「特別な技術的特徴」という用語は、先行技術を超えて個々の発明が貢献する技術的特徴を意味

する。

(2) 多数の発明の間に関連が存在するか否かという問題は、それらが別個のクレームに記載されているか、又は単一のクレームの中に択一的な方式で記載されているか否かに係わりなく、決定される。

(3) 同じカテゴリー内にある複数の独立クレームは、それらの中に明白な技術的関連が存在しており、それらの発明を同一クレームの共通規定の中に含めようとする場合、例えば、択一的な方式では、それらの発明を十分に定義することに明らかな困難がある場合に限り認められる。また、発信-受信型の発明も、別個の独立クレームとして記述することができる。

第18条

(1) 説明は、次の通りにしなければならない。

(i) 発明についての簡潔な、かつ、事実即し名称を記載することから開始する。

(ii) 発明に係わる技術の分野を特定し、かつ、発明がその基礎としている技術を記載し、可能な場合は、前記の技術を例証している既知の文献についての言及によって補充する。ただし、当該情報が必要とされる場合とする。

(iii) 保護を求める発明について、その技術的課題及びその発明による解決が理解できるような方法で開示し、かつ、先行技術を引用して発明の効果及びそれらの効果を達成するのに必要な手段を記載する。

(iv) 図面又は写真がある場合は、それらを引用して実施例又は実施態様により発明を解明し、それによって、クレームは十分に実証されるとみなすことができるようにする。

(v) 発明についての業としての実施方法がその発明の内容から明らかでないときは、その方法を明確に記載する。発明が遺伝子に係わる場合は遺伝子の配列又はその配列の一部について業としての実施方法を開示する。また

(vi) 発明が動物の遺伝的同一性の変化に係わる場合は、発明がその動物に苦痛を与えることがあるか否か、及び若しあれば発明の実施が人間又は動物に相当な医学的効用価値を生じるか否かを記載する。

(2) クレームが複数の独立クレームを含んでいる場合は、それらのクレームに従って、(1)にいう方法で発明について開示しなければならない。

(3) 発明の説明には、発明の理解に役立つ主題のみを含めるものとする。一般的には認められていない新造用語を使用する場合は、その意味を説明しなければならない。物理的数値は、国際慣行上、一般的に認められている単位で記載するものとし、好ましくは国際単位系(SI)の単位を使用するメートル法に従う。この条件に合致していないデータは、国際慣行上、一般的に認められている単位表示により補足しなければならない。数式においては、一般的に認められている記号を使用しなければならない。化学式においては、一般的に認められている記号、原子量及び分子式又は構造式を使用しなければならない。原則として、該当分野において一般的に認められている技術的表現、標識及び記号を使用しなければならない。

(4) 特許出願が生物学的材料の試料の寄託(特許法第8a条参照)を含んでいる場合は、出願には、その出願時に出願人が知っている生物学的材料の特性についてのすべての関連情報を記載しなければならない。

第 19 条

(1) 出願がヌクレオチド又はアミノ酸の配列に係わっているか又はそれを含んでいる場合は、説明には配列一覧を含めなければならない。配列一覧は、特許商標庁の定める基準に従って作成しなければならない。

(2) 特許商標庁は、(1)にいう配列一覧を機械読み取り可能な方式でも提出すべき旨を決定することができる。機械読み取り可能な方式での配列一覧を提出するときは、出願人は、機械読み取り可能な方式での情報が(1)にいう配列一覧と同一である旨の宣言を提出しなければならない。

第 20 条

図面及び写真は、次の通りに作成しなければならない。

(i) 図面は説明を理解するために必要な細目を示すものとし、かつ、これらの細目には説明及び図面において対応している文字と数字を付さなければならない。

(ii) 断面図には、ハッチングをしなければならない。

(iii) 図面中の各図には、個々の頁番号とは独立して、連続番号を付さなければならない。写真には連続番号を付さなければならない。

(iv) 図面及び写真には、それらを理解するために絶対的に必要な場合の 1 又は少数の単語を除き、語句事項を含めてはならない。

第 21 条

(1) デンマーク特許出願の要約は、基本書類(第 25 条(1)及び第 31 条(1)参照)において提示されている説明及びクレームに係わるものでなければならない。要約は、発明の名称を含んでいなければならない。要約は、発明に係わる技術的課題、発明による課題解決の原理、発明の主たる用途が明らかになるように、作成しなければならない。要約の最終的文言は、可能な場合は、出願が特許法第 22 条(2)に基づいて公衆の利用に供される前に、決定されるものとする。

(2) 国際調査機関又は欧州特許庁が国際特許出願又は変更された欧州特許出願の要約の内容を決定している場合は、当該要約を使用するものとする。そうでない場合は、そのような出願についても特許商標庁が要約の内容を決定するものとし、(1)を準用する。

第 6 章 寄託

第 22 条

(1) 特許法第 8a 条(1)に基づく寄託は、1977 年 4 月 28 日にブダペストで締結された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する条約(ブダペスト条約)に基づく国際寄託当局である機関、又は欧州特許庁によって承認されている他の寄託機関の 1 にしなければならない。

(2) 寄託は、ブダペスト条約に従って行わなければならない。

(3) 特許商標庁は、寄託をすることのできる機関の一覧を作成する。

第 23 条

(1) 生物学的材料の試料を寄託している場合は、出願人は、出願日又は優先権を主張してい

るときは優先日から 16 月以内に、寄託先の機関及びその機関が寄託試料に与えた寄託番号を記載した情報を提出しなければならない。国際特許出願については、前記の情報を同じ期限内に第 10 条にいう国際事務局に提出しなければならない。

(2) 出願人が(1)にいう期限の到来前に、出願に関する書類が特許法第 22 条(1)及び(2)に定める時期より早く公衆の利用に供されることを請求する場合は、(1)にいう情報を遅くともその請求と同時に提出しなければならない。国際特許出願における出願人が(1)にいう期限の到来前に、特許協力条約第 21 条(2)(b)に基づく出願の早期公開を請求する場合は、その情報を遅くとも公開請求と同時に第 10 条にいう国際事務局に提出しなければならない。

(3) 寄託試料がブダペスト条約に基づく規則の規則 5(1)に基づいて、ある機関から他の機関に移送された場合は、出願人は、移送された寄託に関する受領証を受領した後速やかに、それについて特許商標庁に通知し、かつ、寄託試料に与えられた新しい番号について陳述しなければならない。

(4) 特許商標庁は、(1)及び(3)にいう情報が正しいことの証拠として、寄託機関がその寄託について発行した受領証の写しを要求することができる。

第 24 条

(1) 特許法第 8a 条(2)にいう新たな寄託は、新たな寄託についてのブダペスト条約の規定に従って行わなければならない。新たな寄託には、新たに寄託した生物学的材料が当初に寄託したものと同一である旨の寄託者の署名した宣言を添付しなければならない。

(2) 新たな寄託は、寄託者が前の寄託からの試料の分譲ができなくなった旨の通知を寄託機関から受けた日から 3 月以内にしなければならない。該当する機関が、寄託が属する特定の生物学的材料の種類について国際的寄託機関でなくなった場合、又はブダペスト条約に基づく義務に従うことを停止した場合において、寄託者が、第 10 条にいう国際事務局によるその事態についての発表から 6 月以内に通知を受領しなかったときは、新たな寄託は、前記の発表から 9 月以内に行うことができる。その他の寄託機関については、第 2 文にいう期限は、欧州特許庁が行う上記に対応する発表の日から適用する。

(3) 出願人は、新たな寄託の日から 4 月以内に、寄託機関が新たな寄託を基にして発行した受領証の写しを特許商標庁に提出しなければならない。第 23 条(1)又は(2)にいう期限の到来がそれより遅い場合は、当該受領証の写しは、その期限内に提出することができる。受領証の写しを提出するときは、寄託に係わる出願又は特許の番号を記載しなければならない。

第 II 部 出願の審査及びその他の処理

第 7 章 特許出願の補正

第 25 条

- (1) デンマーク特許出願、国際特許出願であって特許法第 31 条に基づいて手続が進められるもの又は審査及びその他の処理が特許法第 38 条に従い開始されるもの、並びに特許法第 88 条に従い変更が請求される欧州特許出願についての基本書類は、デンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語で作成された説明並びに添付の図面、写真、及びクレームであって、出願のとき又は出願されたとみなされる日にそれぞれ存在しているもので構成される。
- (2) 出願日又は出願されたとみなされる日に当該書類が存在していない場合は、基本書類は、デンマーク語又は英語で提出された最初の説明並びに添付の図面、写真、及びクレームであって、その内容が前記の日に存在した書類から明らかな範囲のもので構成されるものとする。
- (3) 特許法第 31 条に従い手続が進められる国際出願の基本書類は、前記の規定に基づいて提出された説明、図面、写真及びクレームの翻訳文、並びに第 109 条に従い適用される期限の到来前に行われた翻訳文の補正があるときはそれを加えたもので構成される。国際出願が受理官庁にデンマーク語又は英語で提出されている場合は、基本書類は、特許法第 31 条に従い提出された説明、図面、写真及びクレームの謄本で構成される。
- (4) 第 109 条に従い適用される期限の到来(特許法第 34 条参照)前に、出願人の同意を得て特許が付与されたか、又は拒絶された場合は、基本書類は、その出願についての決定のときに存在していた説明、図面、写真及びクレームで構成されるものとする。
- (5) 特許出願時に、同一の発明について先に外国で出願されていることが記載されており、かつ、その出願の出願番号及び出願日が記載されている場合は、その外国出願についてその後提出される認証謄本は、デンマーク特許の出願日に提出されたものとみなす。

第 26 条

- (1) クレームを、基本書類(第 25 条(1)から(4)まで及び第 31 条(1)参照)に開示されていない主題を含むように補正してはならない。クレームを新たな定義の追加によって補正するときは、出願人は同時に、基本書類中の新たな定義についての対応箇所を記載しなければならない。
- (2) 特許商標庁が実施済の新規性調査について見解を通知した後は、前に提出したクレームに開示されている発明から独立している発明を開示するクレームを同じ特許出願に含めてはならない。
- (3) 国際特許出願の新規性調査についての見解は、出願人が同意している場合を除き、第 109 条に基づいて適用する期限の到来前に行ってはならない。
- (4) 出願人は、実施例の追加を含め、特許法第 8 条の適用上、説明、図面及び写真についての補正又は追加を、それが明示又は訂正の目的のために必要な場合に限り、行うことができる。これらの補正又は追加によって、クレームに基本書類の内容を超える主題を含めてはならない。
- (5) 出願人は、新たな説明を提出するときに、その説明が前に提出した説明と逐語的に対応していない場所を記載した宣言書を提出しなければならない。

第 27 条

特許当局が他の方法を認める場合を除き、クレームについての補正又は追加は、クレームの新たな写しを提出することによって行うものとする。その写しには、維持されるクレームのすべてを連続順に記載しなければならない。

第 8 章 分割及び分離

第 28 条

(1) 複数の発明が基本書類に記載されている場合は、出願人は、その出願を複数の出願に分割することができる。出願人の請求があるときは、原出願(親出願)から分割された発明に係わる新たな出願は、親出願と同時に提出されたものとみなされる。新たな出願は、その出願日において、特許法第 19 条(2)に基づいて親出願に含まれることが可能であった筈の主題のみに係わることができる。

(2) 出願人が国際出願において独立した発明についての保護を希望する場合は、出願は分割されるものとし、特許法第 36 条(1)にいう追加手数料が納付済であっても、新たな出願手数料を納付しなければならない。

第 29 条

説明若しくはクレームに対する追加により又はその他の方法で、基本書類からは明らかでない発明が特許出願において開示された場合は、その発明に関する新たな出願を親出願から分離することができ、新たな出願は、出願人の請求により、その発明を開示する書類を特許商標庁が受領した日に行われたものとみなす。分離は、特許法第 19 条(2)を遵守して行われるものとし、また、新たな出願においては、関連書類の提出日における親出願から明らかな主題についてのみ、保護を求めるものとする。

第 30 条

(1) 出願が分割又は分離によるものである場合は、新たな出願のクレームがその基礎としている親出願の該当部分を記載しなければならない。更に、出願人はその親出願において、分割又は分離を行ったことを記載しなければならない。

(2) 分割又は分離は、親出願に関する最終決定が行われていない限りは、行うことができる。親出願の分割又は分離は、従って、特許法第 20 条(1)により特許が付与される前に行わなければならない。親出願が拒絶されているか又は棚上げされている場合は、分割又は分離は、審判が提起されているか又は出願の審査及び他の処理が再開されているか否かに拘らず、審判又は再開に適用される期限の到来まで行うことができる。

(3) ただし、親出願における特許の付与を承認する旨の通知が送達された後に出願の分割又は分離が行われる場合は、その内容に関しては、特許法第 19 条(2)の規定に従う制限(本規則第 28 条(1)及び第 29 条参照)を適用する。

第 31 条

(1) 分割又は分離の場合は、新たな出願に関連して提出された説明、並びに添付の図面、写真、及びクレームを基本書類とみなす。

(2) 新たな出願は、提出時の出願から明らかである場合に限り、分割又は分離によるものとみなす。分割又は分離による出願には、原出願の出願日及び出願番号を表示しなければならない。

第9章 公衆の利用に供する出願

第32条

(1) 特許出願のファイルが特許の付与前に、特許法第22条に基づいて公衆の利用に供されるときは、その要約は、最終的文言が決定され次第公表されるものとする。特許商標庁はまた、その要約と共に出願の他の部分も公表することができる。公表された要約の写しは、手数料を納付して入手することができる。

(2) 出願が公衆の利用に供されるときに行われる公告には、出願の番号及び分類、出願日、効力発生日が出願日と異なるときは効力発生日、発明の名称、出願人の名称又は企業名及び郵便宛先、並びに代理人が選任されているときは代理人の名称又は事務所名、並びに発明者の名称及び郵便宛先についての情報を含むものとする。優先権が主張されている場合は、公告には、優先権主張の基礎とする出願の出願国、前記の出願の出願日及び出願番号に関する情報を含める。出願が生物学的材料の試料の寄託を含んでいる場合は、その事実も公告に記載する。出願人が特許法第22条(7)に基づいて、その試料の分譲を該当する技術の専門家に限定することを請求した場合は、その事実も公告する。

(3) 国際出願の説明及びクレームの翻訳文が、第108条に基づいて適用される期限の到来前であるが、出願のファイルが公衆の利用に供された後に補正された場合は、その旨を公告する。

第33条

(1) 寄託されている生物学的材料の試料の分譲を求める特許法第22条(8)第1文に基づく請求は、特許商標庁に提出するものとし、ブダペスト条約に基づく規則の規則11に従い作成しなければならない。

(2) (1)にいう請求が、寄託に係わる特許出願についての最終決定が行われる前に提出される場合は、当該試料を請求する者は、出願人に対して、特許出願についての最終決定が行われるときまでは、その試料を実験的目的に限って使用すること、及び前記の期間又は特許が付与された場合は特許が失効するまで、当該試料を第三者の利用に供さないことを約定しなければならない。

(3) 特許に係わる寄託について(1)にいう請求が提出される場合は、試料の分譲を請求する者は、特許所有者に対して、特許が失効するときまでは当該試料を第三者の利用に供さないことを約定しなければならない。

(4) 試料を請求する者は、試料から派生する生物学的材料であって、引き続き寄託試料の性質を示しており、該当する発明の実施のために不可欠なものに関しては、その試料について適用されるのと同じ義務を引き受けなければならない。

(5) 試料の請求をする者に前記の義務を引き受けることが要求される場合は、その引受は、請求書に別途の宣言を添付して提出することによって行うものとする。

第 34 条

(1) 試料の分譲を当該分野の専門家に限って行わせる旨の特許法第 22 条(7)に基づく請求は、出願が特許法第 22 条に基づいて公衆の利用に供される日までに、特許商標庁に提出しなければならない。

(2) 特許商標庁は、当該分野の専門家として委託を受ける意思があることを表明しており、かつ、その資格を有する適切な人物の一覧を作成する。これらの者の専門家一覧への登録を公告する。これらの者がその一覧から抹消された場合も公告する。

(3) 試料の分譲を受けることができるのが当該分野の専門家に限られる((1)参照)場合は、試料分譲の請求書には、起用する専門家を表示しなければならない。請求書を提出するときは、その請求書には、第 33 条(2)及び(4)にいう範囲において、専門家が出願人に対する義務を引き受ける旨の、当該専門家からの別途の宣言書を添付しなければならない。それらの場合には、請求人自身は宣言をすることを要求されない。

(4) 専門家一覧に登録されている者又は個別事案において出願人が承認する者は、専門家として起用することができる。

第 35 条

第 33 条及び第 34 条に基づいて行われる宣言に拘らず、分譲試料から派生した試料は、派生試料の寄託が新たな特許出願又は実用新案出願のために必要な場合は、当該出願のために寄託することができる。

第 36 条

(1) 試料分譲の請求が提出された場合、かつ特許法又は本規則に基づいて当該試料の分譲を阻止するものがない場合は、特許商標庁は、その旨の証明書を交付する。特許商標庁は、当該試料が寄託されている寄託機関に対して、試料分譲の請求書及び上記の証明書を送付する。特許商標庁は、同時に、出願人又は特許所有者に対して、請求書及び証明書の謄本を送付する。

(2) 特許商標庁は、(1)にいう証明書を交付することができないと認める場合は、その旨を試料の請求人に通知する。

第 10 章 特許性に関する審査

第 37 条

(1) 特許法第 2 条に規定する特許付与のための条件が遵守されているか否かを審査するに際し、特許当局は、自らが注目するすべての事項を検討する。

(2) 必要とみなされる場合は、審査は、他の利用可能な情報にも基づくものとする。

第 38 条

(1) 出願人が特許法第 9 条にいう調査が行われることを希望する場合は、出願人は、出願日又は出願したとみなされる日から 3 月以内にその旨の請求書を提出し、かつ、調査機関が定めた手数料及び特許商標庁による取扱手数料を納付しなければならない。

(2) 出願人が選択可能な複数の国際機関の内の特定の 1 機関によって調査が行われることを

希望するときは、出願人は、請求書の中でその機関を指定しなければならない。

(3) 特許出願が調査機関の認める言語で作成されていない場合は、請求書に調査機関が承認する言語による出願の翻訳文を添付しなければならない。請求書に北欧特許機構が記載されている場合は、出願はデンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語に翻訳しなければならない。請求書にスウェーデン特許庁が記載されているときは、出願はデンマーク語、スウェーデン語、又は英語に翻訳し、また、請求書に欧州特許庁が記載されている場合は、出願は英語、フランス語又はドイツ語に翻訳しなければならない。

(4) (1)にいう期限が到来するときに、特許出願及び所定の翻訳文が国際特許出願に適用される方式要件を遵守していない場合は、前記の請求は取り下げられたものとみなす。

第 39 条

(1) 特許商標庁が特許法第 10 条に違反して出願が相互に独立している 2 以上の発明に係わっている旨を出願人に通知した場合において、出願を先ず、その内の 1 に係わらせるように減縮してはならず、次いでそれが特許を受けることができないことが証明されたときは、複数の発明の内の他の 1 に係わらせるように補正することもできない。出願は、並行して複数の発明に係わらせることはできない。

(2) クレーム(複数)が単一性の欠如のために減縮されたときは、出願人は、その出願において最終的に、減縮によりクレームから抹消された 1 又は複数の発明を放棄したものとみなされる。

第 40 条

出願についての審査その他の処理のために、特許当局は他の専門家に諮問することができる。

第 41 条

特許当局は、出願人に対して、ひな形、見本その他類似の物件を提出すること、又は調査若しくは実験を行うことを要求することができる。

第 42 条

(1) 出願人が同一の発明について外国においても特許出願をしている場合は、特許当局は、特許法第 69 条(3)第 2 文に規定された制限は付されるが、出願人が発明の新規性又はその他の点でのその特許性に関して該当する特許機関から受領した通信についての情報提供を要求することができる。

(2) 出願人は特許当局が要求する範囲において、自らがその発明について特許出願をした特許機関を表示し、また、発明の新規性又はそれ以外の点での特許性に関して前記の特許機関と行った通信の写し又は転写を提出しなければならない。出願人がそのような通信を受領していないときは、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第 43 条

特許出願の審査及びその他の処理の間に、出願の審査にとって重要な情報が提供されたときは、出願人に対し、その旨の通知が行われる。当該情報を提供した者に対しては、そうすることが適切な場合は、特許が付与されたときに異議申立をする機会を有する旨が通知される。

第 III 部 特許の付与等

第 11 章 特許の付与

第 44 条

(1) 特許当局が特許を付与することができることを認め、かつ、出願人が、特許が付与されることができる本文を承諾することが未だ確認されていない場合は、(2)及び(3)を適用する。

(2) 特許当局は、特許が付与されることができる本文について、出願人に対し、2月以内に所見を提出するよう求める。出願人がその本文を承諾する場合は、特許法第19条を適用する。

(3) 出願人がその本文を承諾しない場合は、出願の審査及びその他の処理を続行することができる。特許当局が審査及びその他の処理を続行する理由がないと認める場合は、出願は拒絶される。(2)による求めには、出願人が本文を承諾しない場合は、出願が拒絶されることがあり得る旨を記載しなければならない。

第 45 条

(1) 特許法第19条(1)に基づく出願人への通知の時点で、複製に適した書類が利用可能になっていない場合は、出願人は、特許の付与後2月以内に複製に適した書類を提出しなければならない。

(2) 複製するために使用される書類は、特許の付与のために受理されている書類と一致していなければならない。出願人は、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第 46 条

特許付与の延期については、特許を付与する旨の決定が、特許法第22条(2)及び(3)に従い出願が公衆の利用に供される前に行われた場合に限り、その許可を受けることができる。そのような場合は、特許の付与は、出願人の請求により、出願が前記の規定に従い公衆の利用に供されるときまで延期を受けることができる。

第 47 条

特許法第20条に従う説明、図面、写真、クレーム及び要約(特許明細書)の公表は、特許商標庁の発意によって行うものとし、特許が付与された後速やかに開始される。特許明細書には特許付与日及び次の事項を記載するものとする。

(i) 特許の出願番号及び登録番号

(ii) 特許の分類

(iii) 特許所有者の名称又は企業名及び郵便宛先

(iv) 特許所有者が代理人を選任しているときは、代理人の名称又は事務所名

(v) 発明者の名称及び郵便宛先

(vi) 発明の名称

(vii) 出願が次のものであった場合、すなわち、

(a) 出願がデンマーク特許出願であった場合は、出願日、及び効力発生日がそれと異なるときは効力発生日

(b) 出願が国際特許出願であった場合は、国際出願日及び特許法第31条に基づく手続がとら

れた日又は特許法第 38 条(3)に基づいて出願されたものとみなされる日及び国際出願の出願番号

(c) 出願が変更された欧州特許出願であった場合は、欧州特許出願の出願番号、欧州特許条約に基づく出願日、及び欧州特許出願がデンマーク特許出願に変更された日

(viii) 特許法第 6 条に基づいて優先権が主張された場合は、優先権主張の基礎とされている出願の出願国に関する情報並びに当該出願の出願日及び出願番号

(ix) 出願が分割又は分離によるものである場合は、親出願の出願番号

(x) 特許が生物学的材料の試料の寄託を伴っている場合は、それについての情報

(xi) 出願のファイルが公衆の利用に供された日、及び

(xii) 引用文献

第 48 条

特許法第 20 条に基づく特許付与の公告には、引用文献を除き、第 47 条に基づいて特許明細書において提供されるデータを含める。

第 12 章 特許登録簿

第 49 条

特許商標庁は、デンマークにおいて付与された特許及びデンマークにおいて効力を有する欧州特許についての登録簿を備える。

第 50 条

デンマークにおいて付与された特許については、次のデータを特許登録簿に登録する。

(i) 特許についての出願番号及び登録番号

(ii) 特許の分類

(iii) 特許所有者の名称又は企業名及び郵便宛先

(iv) 特許所有者が代理人を選任しているときは、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先

(v) 発明者の名称及び郵便宛先

(vi) 発明の名称

(vii) 特許が次のものを基礎として付与された場合、すなわち、

(a) それがデンマーク特許出願であったときは、その出願日、及び効力発生日が出願日と異なるときは効力発生日

(b) それが国際出願であったときは、その国際出願日及び特許法第 31 条に基づく手続がとられた日又は特許法第 38 条(3)に基づいて出願されたものとみなされる日、並びに国際出願の出願番号

(c) それに変更された欧州特許出願であったときは、欧州特許出願の出願番号及び欧州特許条約に基づく出願日、並びに欧州特許出願がデンマーク特許出願に変更された日

(viii) 特許法第 6 条に基づいて優先権が主張されている場合は、優先権主張の基礎とされている出願の出願国に関する情報、並びに当該出願の出願日及び出願番号

(ix) 特許が分割又は分離から生じた出願を基礎として付与されているときは、親出願の出願番号

- (x) 特許が生物学的材料の寄託を含んでいる場合は、試料を寄託した機関に関する記載及びその寄託試料について当該機関が与えた番号
- (xi) 出願のファイルが公衆の利用に供された日、及び
- (xii) 特許の付与が特許法第 20 条に基づいて公告された日

第 51 条

(1) デンマークを指定国とする欧州特許は、欧州特許庁がその特許の付与を公告し、特許所有者が期限内に所定の翻訳文を提出し、また、特許法第 77 条(1)第 1 文に基づく所定の手数料を納付したときに、特許登録簿に登録される。

(2) (1)にいう要件が満たされたときは、次の事項を登録簿に登録する。

(i) 欧州特許庁が特許の付与を公告した日

(ii) 特許法第 77 条(1)及び(2)に基づいて翻訳文が提出され、手数料が納付された日、及びその旨の公告が行われた日

(iii) 出願日として認定された日、及び出願が欧州分割出願である場合は分割出願が提出された日、及び

(iv) 第 50 条(i)から(vi)まで、(vii) (b)、(viii)、(x)、及び(xi)に規定するデータに対応する情報

(3) 欧州特許庁がデンマークを指定国とする欧州特許を補正して維持する旨の決定を公告した場合は、その決定が公告された日を登録簿に登録する。特許所有者が特許法第 77 条(1)に定める期限内に、新たな翻訳文を提出し、かつ、それについての手数料を特許法第 77 条(2)に基づいて納付したときは、それが行われた日及び特許商標庁により補正の公告が行われた日を登録簿に登録する。

(4) (3)にいう翻訳文及び手数料が特許法第 77 条(1)に定める期限内に受領されないときは、その旨を登録簿に登録する。

(5) 欧州特許庁がデンマークを指定国とする欧州特許を減縮し又は取り消した場合は、その旨を登録簿に登録する。

(6) 特許所有者が特許法第 86 条(1)に基づいて訂正翻訳文を提出し、かつ、その手数料を納付した場合は、それが行われた日及びその訂正が公告された日を登録簿に登録する。

第 52 条

(1) 更新手数料が納付された場合は、その旨を特許登録簿又はそれに付属している手数料の特別登録簿に登録する。

(2) 特許が特許法第 51 条に基づいて失効した場合は、特許がその効力を喪失した日を登録簿に登録する。

(3) 特許法第 72 条に基づいて、更新手数料が所定の期限内に納付されたものとみなされるべき旨の請求が行われた場合は、その旨を登録簿に登録し、かつ、その請求についての決定も登録する。

第 53 条

(1) 特許商標庁が特許の取消、特許の移転又は強制ライセンスを求める訴訟が提起された旨の届出(特許法第 63 条(1)参照)を受けた場合は、その旨を登録簿に登録する。

(2) 特許法第 65 条に基づいて、裁判所の判決の公認謄本が特許商標庁に送達された場合は、その旨を特許登録簿に登録する。判決が確定したときは、該当事件の主な結果が登録簿から明らかになるような方法で登録する。

(3) 特許商標庁が特許法第 54 条に基づいて特許の全面的な失効を宣言した場合は、その旨を登録簿に登録する。

第 54 条

(1) 異議申立、行政再審査請求及び特許終了の請求(第 IV 部参照)についての登録には、次の事項を含める。

(i) 異議申立人又は請求当事者各々の名称又は企業名及び郵便宛先

(ii) 異議申立人又は請求当事者が代理人を選任しているときは、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先

(iii) 異議申立又は行政再審査若しくは終了の請求日、及び

(iv) 終了請求については、同一の発明を対象としているとみなされる共同体特許又は欧州特許の番号

(2) 異議申立、行政再審査請求又は終了請求に関して行われた決定を特許登録簿に登録する(第 63 条、第 74 条(2)及び第 83 条(2)参照)。その登録においては、前記の決定の結果及びその決定が公告された日を記載する。

第 55 条

(1) 特許の移転、ライセンスの許諾、特許所有者に対する質権設定若しくは強制執行又は破産手続の開始に関する特許法第 44 条に基づく登録には、その権利の所有者の名称又は企業名及び郵便宛先並びにその権利の設定日を含める。ライセンスに関する限り、請求があるときは、特許所有者が追加のライセンスを許諾することが制限されているか否かも登録する。特許所有者に対して破産手続が開始された旨の特許法第 44 条に基づく登録は、破産手続に関する登録に加え、破産管財人の名称及び宛先を含めなければならない。登録に関する疑義を直ちに決定することができない場合は、登録の請求が提出されていることを登録簿に記載する。

(2) 代理人の変更又は特許所有者の名称若しくは郵便宛先の変更についての特許関連の届出は、登録簿に登録する。

(3) (1)及び(2)にいう登録の請求は特許商標庁に提出するものとし、また、その変更についての適切な文書を添付しなければならない。

(4) 特許について、特許商標庁が第 23 条(3)にいう寄託された生物学的材料の移送についての情報を受領したとき、又は第 24 条(3)にいう新たな寄託についての受領証の写しを受領した場合は、登録簿にその移送又は新たな寄託についての登録を行う。

(5) 特許商標庁が従属する強制ライセンスの許諾についての情報を受領した場合(特許法第 46a 条参照)は、登録簿に登録を行う。

第 IV 部 異議申立，行政再審査，終了

第 13 章 異議申立の審査

第 56 条

- (1) 異議申立は，次の事項を記載して特許商標庁に提出しなければならない。
- (i) 異議申立人の名称又は企業名及び郵便宛先
 - (ii) 異議申立の対象とする特許の登録番号，特許所有者の名称又は企業名及び発明の名称
 - (iii) 異議申立の範囲及び異議申立が基づくすべての理由についての陳述，並びにその理由を支持して提示されたすべての事実，証拠及び論点についての完全な説明，及び
 - (iv) 異議申立人が代理人を選任しているときは，代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先
- (2) 異議申立には，所定の手数料を納付しなければならない。

第 57 条

- (1) 異議申立が，所定の異議申立期間の満了前に，第 56 条(1) (iii) 及び(2) の規定を遵守していない場合は，その異議申立は拒絶される。同じ規定を，異議申立の対象である特許が異議申立において特定されていない場合又は異議申立を提出した者が確認できない場合にも，適用する。
- (2) 異議申立が，所定の異議申立期間の満了後に，第 56 条(1) (i) から(ii) まで及び(iv) の規定を遵守していないときは，異議申立人は，1 月以内にその欠陥を是正するよう求められる。異議申立が期限内に訂正されない場合は，その異議申立は拒絶される。
- (3) 異議申立が行われたことを特許登録簿に登録する。異議申立が拒絶されなかった場合は，異議申立期間が満了したときに，第 64 条に従い異議申立があったことを公告する。

第 58 条

特許商標庁は，デンマーク語のクレームを付して特許明細書が英語で公表されていた場合において，異議申立人による請求があったときは，特許所有者が全特許明細書のデンマーク語の翻訳文を提出すべき旨を決定することができる。

第 59 条

- (1) 異議申立書及びその付属書類の写しは，特許所有者に送付され，異議申立期間の満了後であって，かつ，異議申立が拒絶されない限り，特許所有者は 6 月以内に，異議申立についての所見，及び該当する場合は補正した説明，クレーム，図面及び写真を提出するよう求められる。複数の異議申立が提出されている場合は，異議申立期間の満了後，個々の異議申立人に対して，その他の異議申立の謄本及び特許所有者への前記の求めの写しを送付することにより，その事実について通知が行われる。
- (2) 特許所有者が異議申立に対する答弁を提出した場合は，特許当局は，当事者間の更なる通信が必要であるか否かを決定する。当事者には，この決定を通知する。異議申立人については，特許所有者の答弁の写しを同封する。

第 60 条

特許当局が特許を取り消すことを決定したときは、当事者にそれについて通知する。特許当局が特許を補正しないで維持することができる旨を決定した場合も、同じ規定を適用する。

第 61 条

(1) 特許当局が特許を補正して維持することができると認定したときは、その旨を当事者に通知する。同時に、特許所有者は、2 月以内に補正した本文を提出するよう求められる。受領した本文を基礎にして、特許当局は、その特許を補正された通り維持することができるか否かを検討する。特許所有者は、その特許を維持しようと予定する本文を承諾しない場合は、2 月以内に所見を提出するよう求められる。

(2) 特許所有者が前記の本文を承諾した場合は、特許当局は、特許を補正して維持することを決定する。異議申立人には、その旨を通知する。

(3) 特許所有者が特許の本文を承諾しない場合において、特許当局が審査を継続する理由が存在すると認めるときは、異議申立の審査を継続する。審査を続ける理由が存在しないときは、その特許は取り消される。

(4) 特許を補正して付与する最終決定がなされたときは、特許所有者は、2 月以内に新たな特許明細書についての公告手数料を納付し、かつ必要なときは複製に適した書類を提出するよう求められる。前記の書類は、特許当局が承認している書類に一致していなければならない、かつ、特許所有者はその旨の宣言書を提出しなければならない。公告手数料が納付された場合は、特許所有者は、如何なる事情の下でも、特許を補正して維持することを承諾したものとみなす。他方、公告手数料が納付されない場合は、特許は取り消される。

(5) 特許を補正して維持する旨の決定には、特許を維持する際の特許の本文を記載する。

第 62 条

特許法第 23 条に基づいて補正された後の説明、図面、写真及びクレームを伴う新たな特許明細書の公表は、特許商標庁の発意によって行われ、公告手数料が納付された後、速やかに開始される。特許明細書には、第 47 条に記載する情報も含める。第 9 条(2)を準用する。

第 63 条

特許法第 23 条(5)に基づく異議申立に関する決定の公告は、異議申立についての最終決定が下されたときに行われる。同時に、当該決定を特許登録簿に登録する。

第 64 条

異議申立の提出及びそれに関する決定の公告には、特許所有者の名称又は企業名、出願日及び出願番号、特許の登録番号及び分類、発明の名称及び特許の付与日を記載する。異議申立の提出の公告には、異議申立人の名称又は企業名もまた記載する。

第 14 章 行政再審査

第 65 条

(1) 行政再審査請求は特許商標庁に提出するものとし、それには次の事項を記載しなければ

ならない。

- (i) 行政再審査を請求する者の名称又は企業名及び郵便宛先
 - (ii) 行政再審査の対象とする特許の登録番号並びに特許所有者の名称又は企業名及び発明の名称
 - (iii) 再審査請求の範囲，及びその請求の基づくすべての理由についての陳述，並びにその理由を支持して提示されたすべての事実，証拠及び論点についての完全な説明，又はその請求が特許所有者によって行われている場合は，要望する補正
 - (iv) 再審査を請求する者が代理人を選任している場合は，代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先，及び
 - (v) 実施権者が特許登録簿に登録されている場合は，再審査請求が行われたことを当該実施権者に通知したことを証明する書類
- (2) 再審査請求には，所定の手数料を納付しなければならない。

第 66 条

- (1) 再審査請求が特許法第 53b 条(1)第 3 文及び本規則第 65 条(2)の規定に従っていない場合，又は請求人を確認できない場合は，その請求は拒絶される。
- (2) 再審査請求が第 65 条(1)の規定に従っていない場合は，その請求をした者は，1 月以内に欠陥を是正するよう求められる。再審査請求が期限内に訂正されないときは，その請求は拒絶される。
- (3) 再審査請求の提出は，特許登録簿に登録する。再審査請求の提出の公告は，その請求が拒絶されないときは，第 74 条に従い行われる。

第 67 条

特許商標庁は，再審査を請求する者による請求を受けた場合において，特許明細書がデンマーク語のクレームを付して英語で公表されているときは，特許所有者が全特許明細書のデンマーク語翻訳文を提出すべき旨を決定することができる。

第 68 条 特許所有者以外の者による再審査請求

- (1) 再審査請求及びその付属書類の写しを特許所有者に送付するものとし，特許所有者は，6 月以内に，その請求についての所見，及び該当する場合は補正した説明，クレーム，図面及び写真を提出するよう求められる。
- (2) 特許所有者が再審査請求に対する応答を提出した場合は，特許当局は，当事者間の更なる通信が必要であるか否かを決定する。

第 69 条

- (1) 特許当局が，援用された取消理由が適用できると認めない場合は，再審査請求は拒絶され，特許は補正しないで維持される。
- (2) 援用された取消理由が適用できる場合は，特許当局は，特許法第 52 条(1)にいう取消理由を考慮して，特許を補正して維持することができるか又は取り消すべきか否かを審査する。
- (3) 審査は，再審査請求に関連して提出された資料，及び特許が付与されたときに第 37 条から第 43 条までに従い利用可能であった資料，並びに対象とする特許についての先の補正に関

連して提出されている可能性のあるその他の資料を基礎にして行う。

第70条

特許当局が特許を取り消すことを決定した場合は、その旨を当事者に通知する。特許当局が特許を補正しないで維持することを決定した場合も同じ規定を適用する。

第71条

(1) 特許当局が特許を補正して維持することができると認定したときは、その旨を当事者に通知する。同時に、特許所有者は、2月以内に補正した本文を提出するよう求められる。受領した本文を基礎にして、特許当局は、その特許を補正された通り維持することができるかを検討する。特許所有者がその特許を維持しようとする本文を承諾しない場合は、2月以内に所見を提出するよう求められる。

(2) 特許所有者が前記の本文を承諾する場合又は特許所有者が所見を提出しない場合は、特許当局は特許を補正して維持することを決定する。特許所有者にその旨が通知され、同時に、特許所有者は、2月以内に新たな特許明細書についての公告手数料を納付し、かつ必要な場合は複製に適した書類を提出するよう求められる。その書類は、特許当局が承認している書類に一致していなければならない。特許所有者は、その旨の宣言書を提出しなければならない。公告手数料が納付されない場合は、特許は取り消される。

(3) 公告手数料が納付された場合は、新たな特許明細書が作成される。その後、その決定が公告され、同時に、再審査を請求した者にその決定が通知される。

(4) 特許所有者が特許の本文を承諾しない場合において、特許当局が審査を継続する理由が存在すると認めるときは、その請求の審査を継続することができる。その請求の審査を継続する理由が存在しない場合は、特許は取り消される。

(5) 特許を補正して維持する旨の決定には、特許を維持する際の特許の本文を記載する。

第72条 特許所有者による再審査請求

(1) 特許所有者自身がその特許を減縮することを請求する場合は、特許当局は、特許法第52条(1)にいう取消理由が要望された特許の補正の妨げになるか否かに限定して審査する。

(2) 特許を要望された通りに補正できる場合は、特許所有者にその旨が通知される。特許所有者は、その後2月の期間内に複製に適した補正後の説明、クレーム、図面及び写真を提出しなければならない。前記の書類は、特許当局が承認した書類に一致していなければならない。かつ、特許所有者は、その旨の宣言書を提出しなければならない。特許所有者は更に、同一期限内に公告手数料を納付しなければならない。その手数料が所定の期限内に納付されないときは、その特許は失効する。

(3) 特許が、該当する場合は補正についての交信が行われた後、要望された通りに補正をすることができない場合は、その請求は拒絶され、特許は補正をしないで維持される。

第73条 公表及び公告等

補正後の説明、図面、写真及びクレームを伴う新たな特許明細書についての特許法第53f条に従う公表は、特許当局の発意によって行われるものとし、公告手数料の納付後速やかに開始される。特許明細書には、第47条に記載する情報も含めなければならない。第9条(2)を

準用する。

第74条

(1) 再審査請求の提出及びそれについての決定の公告には、特許所有者の名称又は企業名、出願日及び出願番号、特許の登録番号及び分類、発明の名称、特許付与日を記載する。再審査請求の提出についての公告には、再審査を請求する者の名称又は企業名も記載する。

(2) 再審査についての決定は、特許登録簿に登録する。

第15章 特許終了の請求

第75条

(1) 特許の全部又は一部の終了について特許当局の決定を求める特許法第96条に基づく請求は、特許商標庁に提出するものとし、請求書には次の事項を含めなければならない。

(i) 特許終了を請求する者の名称又は企業名及び郵便宛先

(ii) 失効させる特許の登録番号並びに特許所有者の名称及び発明の名称

(iii) 終了を求める特許と同一の発明を対象としているとみなされる共同体特許又はデンマークについての欧州特許の番号

(iv) 特許終了を請求する者が代理人を選任している場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先、及び

(v) 実施権者が特許登録簿に登録されている場合は、特許終了の請求がなされていることを当該実施権者に通知している旨を証明する書類

(2) 終了請求には、所定の手数料を納付しなければならない。

第76条

(1) 終了請求が第75条(2)を遵守していない場合、又は請求人を確認することができない場合は、その請求は拒絶される。

(2) 終了請求が第75条(1)を遵守していない場合は、その請求をした者は1月以内に欠陥を是正するよう求められる。請求が所定の期限内に訂正されないときは、その請求は拒絶される。

(3) 終了請求の提出は、特許登録簿に登録される。その請求が拒絶されない場合は、第83条に従い、終了請求の提出が公告される。

第77条 特許所有者以外の者による終了請求

(1) 特許所有者に終了請求書とその添付書類の写しが送付され、特許所有者は、6月以内にその請求についての所見、並びに該当する場合は補正した説明、クレーム、図面及び写真を提出するよう求められる。

(2) 特許所有者が請求に対する応答を提出した場合は、特許当局は、当事者間の更なる通信が必要であるか否かを決定する。

第78条

(1) 特許当局は、特許法第96条(1)に基づく終了のための条件の充足の有無及びその範囲に

ついて審査する。

(2) 特許法第 96 条(1)に基づく一部の終了のための条件が満たされた場合は、特許当局は、特許法第 52 条(1)にいう取消理由を考慮して国内特許を補正して維持することができるか又はその全部の失効を宣言すべきかを審査する。審査は、特許が付与されたときに、第 37 条から第 43 条までに従い利用可能であった資料及び国内特許についての先の補正に関連して提出されている可能性のあるその他の資料を基礎にして行う。

第 79 条

(1) 特許法第 96 条(1)に基づく全部の終了のための条件が満たされた場合は、国内特許は、その全部の失効が宣言される。

(2) 特許法第 96 条(1)に基づく条件が充足されなかった場合は、請求は拒絶され、国内特許は補正をすることなく維持される。

(3) 当事者には、(1)及び(2)に基づく特許当局の決定について通知が行われる。

第 80 条

(1) 終了のための条件が満たされた場合において、特許当局が国内特許を補正して維持することができることを認めるときは、その旨を当事者に通知する。同時に、特許当局が国内特許を維持することを予定する特許の本文を特許所有者が承諾しない場合は、特許所有者は、2 月以内に所見を提出するよう求められる。

(2) 特許所有者が特許の本文を承諾する場合は、特許当局は、特許を補正して維持することを決定する。終了を請求した者にはその旨が通知される。

(3) 特許所有者が特許の本文を承諾しない場合において、特許当局が請求の審査を続ける理由が存在すると認めるときは、その請求の審査を続けることができる。審査を続ける理由が存在しない場合は、特許を補正して維持することが決定される。当事者にはその旨が通知される。

(4) 特許を補正して維持することが最終的に決定された場合は、特許所有者は、2 月以内に、新たな特許明細書についての公告手数料を納付し、かつ必要な場合は複製に適した書類を提出するよう求められる。その書類は、特許当局が承認した書類と一致していなければならない。特許所有者は、その旨の宣言書を提出しなければならない。公告手数料が納付された場合は、特許所有者は、特許を補正して維持することを承諾したものとみなす。他方、公告手数料が納付されない場合は、特許は失効したと宣言される。

(5) 特許を補正して維持する旨の決定には、特許を維持する際の特許の本文を記載する。

第 81 条 特許所有者による終了請求

終了請求が特許所有者自身によって行われる場合は、特許所有者が事件の唯一の当事者であることから生じる修正を加えて、第 75 条から第 80 条まで規定を適用する。

第 82 条 公表及び公告等

特許法第 96 条(2)に基づく説明、図面、写真及びクレームを伴う新たな特許明細書の公表は、特許商標庁の発意によって行われ、公告手数料が納付された後、速やかに開始される。特許明細書には、第 47 条に記載する情報も含める。

第 83 条

(1) 終了請求の提出及びそれについての決定の公告には、国内特許及びそれに対応する共同体特許又は欧州特許の双方に関して、特許所有者の名称又は企業名、出願日付及び出願番号、特許の登録番号及び分類、発明の名称及び特許付与日、並びに該当するときは国内特許が失効した日又は国内特許を補正して維持した日を記載する。

(2) 当該決定は、特許登録簿に登録する。

第 V 部 医薬品及び植物保護製品の補足的保護証明書

第 16 章 証明書の申請及び証明書登録簿等

第 84 条 定義

(1) 「証明書」とは、医薬品についての補足的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日の理事会規則 (EEC) No. 1768/92 に基づく補足的保護証明書、又は植物保護製品の補足的保護証明書の創設に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1610/96 に基づく補足的保護証明書をいう。

(2) 「規則」とは、医薬品についての補足的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日の理事会規則 (EEC) No. 1768/92 であって、小児用医薬品に関する 2006 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1901/2006 により改正され、また、規則 (EC) No. 1768/92、指令 2001/20/EC、指令 2001/83/EC 及び規則 (EC) No. 726/2004 を改正するもの、並びに植物保護製品の補足的保護証明書の創設に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1610/96 をいう。

第 85 条 証明書の申請、並びにその審査及びその他の処理等

(1) 小児用医薬品の証明書の取得及び証明書の期間延長を求める申請は、特許商標庁に提出しなければならない。申請様式は、特許商標庁が無料で提供する。

(2) 申請には、規則第 8 条に記載する事項の他に、証明書取得の申請が複数の者による共同申請であって、それらの者が 1 の代理人によって代表されていない場合は、その内の何れかの者が特許当局からの通信を全申請人の代理として受領することを委任されているか否かを記載しなければならない。その受領者が記載されていない場合は、頭書の申請人が全申請人の代理として特許当局からの通信を受領するものとする。

(3) 証明書取得の申請において、申請人は、製品の同一性についての情報を提供しなければならない。

(4) 申請に際しては、申請手数料を納付しなければならない。

(5) 申請番号及び申請日が、規則第 9 条(2)にいう情報と共に公告される。

(6) 対象製品の市販許可についての公衆衛生当局による署名の日を、規則第 8 条(1)(a)(iv) 及び規則第 9 条(2)(d)にいう許可付与日とみなす。

第 86 条

申請はデンマーク語又は英語により作成されるものとする。申請の添付書類が他の言語で作成されている場合は、特許商標庁が個別事案において別段の決定をしない限り、デンマーク語又は英語への翻訳文を提出しなければならない。特許商標庁は、その翻訳文に、翻訳者によるか又は他の特定の承認された方法による証明を付すよう要求することができる。

第 87 条

証明書取得の申請は、他の製品又は他の基本特許について証明書取得のための申請がなされるような方法で補正してはならない。

第 88 条

(1) 特許商標庁は、提出された申請についての記録を備える。その記録には、次の事項を記入する。

- (i) 規則第 9 条(2) (a) から (e) までにいう情報
 - (ii) 申請番号及び申請日
 - (iii) 申請人が代理人を選任している場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先
 - (iv) その申請に関して受領した通信及び納付された手数料、及び
 - (v) 申請に関して送付された通知及び通信
- (2) 前記の申請の記録及びファイルは、公衆の利用に供される。

第 89 条

- (1) 特許当局は申請の審査において、当該当局が知るに至るすべての事項を検討する。
- (2) 特許当局は、規則第 3 条(d) の条件が満たされているか否かについては実証しないものとする。

第 90 条

特許法第 15 条(2) 及び(3)並びに第 16 条の規定を、規則第 10 条(3) に基づく期限に適用する。再開のためには、所定の手数を納付しなければならない。

第 91 条

- (1) 交付された証明書に関する規則第 11 条(1) に従う公告には、同項に記載する情報に加え、証明書申請の申請番号及び申請日、並びに証明書の登録番号を含むものとする。同様の規定を小児用医薬品についての証明書の期間延長の付与又はその拒絶の公告に適用する。
- (2) 証明書には、(1) にいう情報を含めるものとする。

第 92 条 証明書登録簿等

- (1) 特許商標庁は、付与された証明書に関する登録簿を備える。第 91 条(1) にいう情報及びその補正を登録簿に登録する。第 53 条から第 55 条までにいう事項についての情報も証明書登録簿に登録する。
- (2) 基本特許について、第 53 条から第 55 条までに従い特許登録簿に既に登録されているか又は登録される移転、質権設定、強制執行、ライセンス等に関する情報は、同時に証明書登録簿に登録する。

第 93 条

小児用医薬品の証明書の取得又は証明書の期間延長を求める申請が、最終的に拒絶されるか又は棚上げとなる場合は、この事実は、第 85 条(6) にいう情報と共に公告される。

第 94 条 更新手数料の納付

- (1) 基本特許の存続期間が満了した後に始まる各年度について、更新手数料を納付しなければならない。

(2) 更新手数料の納付期日は、手数料年度が始まる月の末日とする。更新手数料は、納付期日前3月より前に納付することができない。

(3) 更新手数料は、所定の追加手数料と共に、その納付期日後6月以内に納付することができる。

(4) 特許商標庁は、更新手数料を徴収しないことの結果としての権利の喪失に対しては責任を負わない。

第17章 証明書の行政再審査等

第95条 行政再審査(規則第15条参照)

(1) 行政再審査請求は特許商標庁に提出するものとし、それには次の事項を含めなければならない。

(i) 再審査を請求する者の名称又は企業名及び郵便宛先

(ii) 再審査の請求対象とする証明書の登録番号及び証明書所有者の名称又は企業名

(iii) 請求の基礎とされている規則第15条(1)によるすべての理由、並びにその理由を支持して提示されたすべての事実、証拠及び論点についての完全な説明

(iv) 再審査を請求する者が代理人を選任している場合は、代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先、及び

(v) 実施権者が証明書登録簿に登録されている場合は、再審査が請求されている旨の通知が当該実施権者に行われていることを証明する書類

(2) 請求が規則第15条(1)(c)に記載する理由に基づいて行われる場合は、同時に、基本特許についての再審査(第97条参照)も請求される。

(3) 再審査請求には、所定の手数料を納付しなければならない。

(4) 再審査請求が(3)の規定を遵守していない場合、又は請求をした者を確認できない場合は、その請求は拒絶される。

(5) 再審査請求が(1)又は(2)の規定を遵守していない場合は、その請求をした者は、1月以内に欠陥を是正するよう求められる。その請求が期限内に訂正されない場合は、その請求は拒絶される。

(6) 再審査請求の提出は、証明書登録簿に登録する。再審査請求の提出については、その請求が拒絶されない場合は、第103条に従い公告する。

第96条

(1) 規則第15条(1)(a)又は(b)に記載する理由に基づいて、証明書についての再審査請求が行われた場合は、(2)及び(3)を適用する。

(2) 再審査請求の写し及び付属書類は、証明書所有者に送付され、同所有者は、6月以内にその請求について所見を提出するよう求められる。証明書所有者が再審査請求に対する応答を提出した場合は、特許当局は、更なる通信が必要であるか否かを決定する。

(3) 特許当局が当事者間の更なる交信が必要でないと認める場合は、特許当局は、その再審査請求を応諾するか否かを決定する。その請求を応諾することができないときは、その請求は拒絶される。その請求を応諾することができるときは、その証明書は取り消される。

第 97 条

(1) 証明書の再審査請求が規則第 15 条(1)(c)に記載する理由に基づくものである場合は、基本特許についての再審査請求も行わなければならない(ただし、(3)から(5)まで参照)。基本特許についての再審査請求には、関連する証明書についての再審査請求も行っていることを記載しなければならない。

(2) 基本特許についての再審査請求は、第 65 条から第 72 条までの規定に従い審査される。第 68 条に基づく通知においては、特許所有者には証明書についても再審査が請求されている旨が通知される。証明書についての再審査請求の審査は、基本特許についての再審査が最終的に解決されるまで、中止される。その後、第 98 条を適用する。

(3) 製品がもはや基本特許のクレームの対象とされていないという理由のみに基づいて請求が行われた場合は、特許当局は、基本特許について更に審査を行うことなく、第 98 条(2)に従い、その決定を下すものとする。

(4) 基本特許に対する所定の異議申立期間が満了していないか又は基本特許に対して異議申立がなされている場合は、特許当局は、その異議申立期間が満了するか又はその異議申立が最終的に解決されるまで、証明書の再審査請求についての審査を中止する。証明書の再審査請求の審査は、基本特許の再審査が最終的に解決されるまで中止する。その後は、第 98 条を適用する。

(5) 基本特許の再審査又は終了の請求が証明書の再審査請求前に行われている場合は、証明書の再審査請求は、基本特許に関する最終決定が行われるまで中止する。証明書の再審査請求についての審査は、基本特許についての再審査が最終的に解決されるまで中止する。その後は、第 98 条を適用する。

第 98 条

(1) 基本特許を取り消すか又は効力停止と宣言することが最終的に決定された場合は、特許当局は、規則第 15 条に基づく証明書を取り消す。

(2) 基本特許を変更して維持することが最終的に決定された場合は、特許当局は、証明書の発行対象である製品が引き続き基本特許によって保護されているか否かについて、両方の当事者に所見を提出させた後に決定する。製品が保護されていない場合は、その証明書は取り消される。

(3) 証明書についての再審査請求を応諾することができないときは、その請求は拒絶され、証明書は維持される。

第 99 条 証明書の存続期間の行政再審査

(1) 何人も、所定の手数料を納付して、証明書について算定された存続期間についての再審査請求を特許当局に提出する権原を有する。

(2) 証明書の存続期間についての再審査請求の場合は、規則第 13 条における理由に言及することを条件として、第 95 条を適用する。

(3) 再審査請求が証明書所有者以外の者によってなされた場合は、請求書の写し及びその付属書類が証明書所有者に送付され、所有者は、2 月以内に所見を提出するよう求められる。証明書所有者が応答した場合は、特許当局は、当事者間の更なる通信が必要であるか否かを決定する。

(4) 特許当局が更なる通信の必要がないと認めるときは、特許当局は、再審査請求を応諾することができるか否かを決定する。請求を応諾することができないときは、請求は拒絶される。請求を応諾することができるときは、その存続期間を変更する。

第 100 条 証明書の存続期間の延長についての行政再審査(医薬品についての補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日規則 No. 1768/92 第 15a 条参照)

第 95 条から第 99 条までを、医薬品についての補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日理事会規則 (EEC) No. 1768/92 の第 15a 条に基づく小児用医薬品についての証明書の存続期間延長に準用する。

第 101 条 再審査に関する公告及び証明書登録簿への登録

(1) 再審査請求の提出及びその請求についての決定に関する公告には、証明書所有者の名称又は企業名、その申請の申請番号及び申請日、証明書の登録番号、基本特許の番号及び分類、発明の名称及び証明書の存続期間を記載する。再審査請求の提出に関する公告には、再審査を請求した者の名称又は企業名も記載する。

(2) 再審査についての決定は、証明書登録簿に登録する。

第 102 条 権利の回復

(1) 特許法第 72 条の規定を、規則で特に定める期限を遵守しない結果として生じる権利の喪失に適用する。証明書が規則第 14 条(c)又は(d)の規定に基づいて消滅したときも、権利の回復を行うことができる。

(2) (1)に従う権利の回復を求める請求は、特許商標庁に対して行うものとし、同時に、所定の手数料を納付しなければならない。

(3) (1)に基づく請求が応諾されたときは、その事実を公告する。

第 VI 部 国際出願及び欧州出願並びに特許

第 18 章 国際出願の受領等

第 103 条

(1) デンマーク特許商標庁は、デンマーク国民である出願人及びデンマークの居住者であるか又はデンマークに営業所を有するか若しくはデンマーク法に従って承認されている法人である出願人からの国際出願についての受理官庁である。

(2) 国際出願が複数の出願人によって行われる場合において、出願人の内の少なくとも 1 人が(1)における条件を満たしているときは、国際出願について、当該項を適用する。

(3) デンマークの居住者でない出願人は、欧州経済地域 (EEA) の居住者であって、特許商標庁に対して出願に関するすべての事項について代理する者を選任することができる。

第 104 条

(1) 特許商標庁は、受理官庁としての資格において、特許協力条約及びその規則に従って国際出願を受領し、点検し、かつ、送付する。

(2) 出願人は次の手数料を、受理官庁としての資格での特許商標庁に納付しなければならない。

(i) 特許協力条約に基づく規則の規則 15.1 にいう基本手数料を、出願の受領から 1 月以内に
(ii) 前記規則の規則 15.1 にいう指定手数料を、国際出願日又は優先権を主張しているときは優先日から 1 年以内に。ただし、後者の場合では、出願の受領から 1 月以内に常に納付することができることを条件とする。

(iii) 前記規則の規則 16.1 にいう調査手数料を、出願の受領から 1 月以内に

(iv) 前記規則の規則 14 にいう受理官庁としての特許商標庁の出願取扱手数料 (送付手数料) を、出願の受領から 1 月以内に、及び

(v) 前記規則の規則 15.5 にいう確認手数料を、国際出願日又は優先権を主張するときは優先日から 15 月以内に

(3) (2) にいう手数料の何れかが期限内に納付されない場合、又は期限が到来する時点で不十分な額で納付されている場合は、前記規則の規則 16 の 2 を適用する。

(4) 指定手数料は、欧州調査報告書の公開の日から 6 月以内に納付しなければならない。

第 105 条

(1) 出願人は、第 103 条(1)にいう出願については、国際調査機関を北欧特許機構、スウェーデン特許当局又は欧州特許庁とするか否かを選択することができる。出願は、1 通をもって行うものとし、デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語、アイスランド語、ドイツ語、フランス語又は英語で提出することができる。北欧特許機構はデンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語での出願を受理する。スウェーデン特許当局は、デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語又は英語での出願を受理する。欧州特許庁は、英語、ドイツ語又はフランス語の出願を受理する。ただし、願書自体は、出願が後日公開される予定の言語で作成しなければならない。

(2) 出願が、選択された国際機関 ((1) 参照) が認めている何れかの言語で作成されていない場

合は、特許協力条約に基づく規則の規則 12.3 に従って、受領の日から 1 月以内に、その機関が認めている言語への翻訳文を特許商標庁に提出しなければならない。

(3) 出願が、公開に使用の言語でない言語でなされる場合において、翻訳文が特許協力条約に基づく規則の規則 12.3(a)に基づいて不要のときは、出願人は、特許協力条約に基づく規則の規則 12.4 に従って受理官庁が認める公開に使用の言語による出願の翻訳文を優先日から 14 月以内に同受理官庁に提出しなければならない。

第 106 条

特許商標庁に提出された国際特許出願については、特許商標庁が別途の記録を備える。その記録は公衆に公開しない。

第 107 条

国際出願が、デンマーク秘密特許法の対象を含んでいない限り、特許商標庁は、特許協力条約及びその規則に従い、その出願を第 10 条にいう国際事務局に送付する。

第 19 章 国際出願についての手続

第 108 条

(1) 第 8 条の規定を、特許法第 31 条に基づく国際出願の手続及び特許法第 38 条(1)にいう再審査請求に関連する翻訳文の提出について準用する。

(2) 特許商標庁は、国際出願の一部のみがデンマークにおいて手続される場合は、翻訳文の提出義務を限定することができる。国際出願の内の一部のみについて翻訳文を提出するときは、出願人は、国際出願の何れの部分とその翻訳文に含まれていないかを明らかにする宣言を提出しなければならない。その宣言書には、省略部分についての理由も記載しなければならない。

第 109 条

特許法第 34 条にいう期限は、同法第 31 条(1)に規定する期限の到来の 4 月後に到来する。

第 110 条

国際出願について、出願人は特許法第 31 条の規定を遵守したが、特許商標庁が第 10 条にいう国際事務局から同事務局が出願を受領した旨の通知を未だ受領していない場合は、その旨を特許商標庁は同事務局に対して通知する。

第 111 条

(1) 特許法第 38 条(2)に基づく再審査請求を提出するための期限は、受理官庁又は第 10 条にいう国際事務局が出願人に対して、特許法第 38 条(1)にいう決定を通知した日の 2 月後に到来する。

(2) 出願人が(1)にいう通知をその通知日から 7 日が経過した後に受領したことを証明する場合は、その期限は、通知日から出願人がその通知を受領した日までの期間の内、7 日を超える該当日数を限度として延長される。

第 20 章 欧州特許出願及び特許等

第 112 条

(1) 欧州特許出願が特許商標庁に提出されたときは、特許商標庁は、出願書類に提出日を記し、その書類の受領証を交付し、また、その出願について欧州特許庁に通知する(欧州特許条約施行規則の規則 35(2)及び(3)参照)。

(2) 欧州出願がデンマーク秘密特許法の対象を含んでいない場合は、特許商標庁は、欧州特許条約第 77 条及び同条約の施行規則に従い、その出願を欧州特許庁に送付する。

第 113 条

特許商標庁が欧州特許条約第 136 条(2)に基づいて出願人から変更請求を受領した場合は、特許商標庁は遅滞なく、請求書において特定されている締約国の特許当局に、その請求書を出願書類の写しと共に送付する。

第 114 条

(1) 欧州特許出願が欧州特許条約第 135 条に基づいて特許商標庁に送達されたときは、特許商標庁は遅滞なく、出願人にその旨を通知する。

(2) 特許法第 88 条(1)(iii)に基づいて要求される出願手数料及び翻訳文又は欧州出願がデンマーク語で作成されているときは出願の写しは、特許商標庁が出願人に(1)にいう通知を送付した日から 3 月以内に特許商標庁が受領するようにしなければならない。

(3) 出願人が英語で作成された書類を基礎にする出願についての新規性調査及び特許性の審査を請求した場合(第 8 条(3)参照)は、(2)にいう翻訳文は、特許商標庁が出願人に当該調査及び審査の結果を通知してから 3 月以内に提出しなければならない。

第 115 条

(1) 特許商標庁は、特許法第 83 条及び第 95 条に従いその翻訳文が提出された欧州特許出願について、別途の記録を備える。その記録は公衆に公開される。

(2) 前記の記録には、欧州特許庁への出願の番号、出願人の名称又は企業名及び郵便宛先、特許商標庁が翻訳文又は訂正翻訳文を受領した日、並びに翻訳文又は訂正翻訳文の提出を公告した日を登録する。最後に、出願日と認定された日、第 6 条(2)(iv)から(vi)まで、(xi)及び(xiv)から(xv)までにいう情報、及び出願が欧州分割出願であるときは分割出願の出願日を登録する。

(3) 特許法第 77 条(1)及び(2)に従い、所定の本文が提出され、かつ、手数料が納付された場合は、その提出日及び第 116 条に基づくその旨の公告日が記録に記入される。同様の規定を、特許が第 51 条に基づいて登録簿に登録される前に受領された本文の何らかの訂正に適用する。

第 116 条

(1) 特許法第 77 条(1)に従う欧州特許のデンマーク語又は英語の翻訳文は、発明の名称、発明の理解のために必要な図面及び写真並びに配列一覧を含む説明、並びにクレームを含まなければならない。

(2) 特許法第 77 条(1)に従って提出する本文には、特許番号及び特許所有者の名称又は企業名及び郵便宛先を記載した通知書を別紙として添付しなければならない。

(3) (1)及び(2)の要件が遵守されない場合は、前記の本文は提出されなかったものとみなす。

第 117 条

特許法第 83 条及び第 95 条に基づく翻訳文には、出願番号及び出願人の名称又は企業名並びに郵便宛先を記載した通知書を別紙として添付しなければならない。前記の要件が満たされない場合は、翻訳文は提出されなかったものとみなす。

第 118 条

(1) 特許法第 77 条に基づく本文の受領に関する公告には、第 116 条(2)にいう情報、特許出願又は特許の分類、発明の名称、出願日として認定された日、及び欧州特許庁が特許の付与又は特許の補正された方式での維持を公表した日、及び優先権が主張されているときは、優先権主張の基礎とする先願の出願国並びに先願の出願日及び出願番号についての情報を含める。

(2) 特許法第 83 条及び第 95 条に基づく翻訳文に関する公告には、第 117 条にいう情報並びに出願の分類、発明の名称、出願日として認定された日、及び優先権が主張されているときは、優先権主張の基礎とされている先願の出願国、出願日及び番号についての情報を含める。

第 119 条

(1) 特許法第 86 条に基づく翻訳文の訂正は、明瞭に訂正個所を表示している翻訳文全体の新版を提出することによって行わなければならない。訂正版には、該当する特許番号又は出願番号、特許所有者又は出願人の名称及び郵便宛先を各々記載した通知書を別紙として添付しなければならない。

(2) (1)の要件が遵守されない場合は、訂正翻訳文は提出されなかったものとみなす。

(3) 特許法第 86 条(1)に基づく公告には、第 113 条(2)にいう情報、特許出願又は特許の分類、発明の名称、並びに特許商標庁が訂正翻訳文及び所定の手数料を受領した日を含める。

(4) 特許法第 86 条(2)に基づく公告には、第 117 条にいう情報、出願の分類、発明の名称、及び特許商標庁が訂正翻訳文を受領した日を含める。

第 VII 部 雑則

第 21 章 雑則

第 120 条 航空機用の予備部品及び付属品

付与されている特許があるにも拘らず、航空機用の予備部品及び付属品は、国際民間航空に関する 1944 年 12 月 7 日の条約の締約国である他国、並びに工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の加盟国である他国又は前記のパリ条約の加盟国である他国の国民によって行われた発明を承認し、基本的にパリ条約に一致する法令によって当該発明を保護する特許法制を有する他国に属する航空機の修理のために、デンマークに輸入し、また、デンマークにおいて使用することができる。

第 121 条 公告

公告は、特許商標庁が発行する「デンマーク特許公報」によって行う。

第 122 条 委任状

出願人、特許所有者又は特許商標庁に対する事案の当事者が代理人を選任している場合は、委任状を提出しなければならない。ただし、特許当局は、委任状に関する要件を免除することができる。

第 123 条 言語

(1) 特許商標庁は、出願人が請求した場合又は特許商標庁に対する事案の当事者が同意する場合は、英語により事案を審査し、かつ、処理する。特許商標庁は、事案の審査及びその他の処理をデンマーク語により行うべきことを何時でも決定することができる。

(2) 特許商標庁に対する事案に関連して受領の書類は、デンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語で作成しなければならない。その書類が他の言語で作成された場合は、翻訳文を提出しなければならない。その翻訳文は、特許商標庁が必要と認めるときは、翻訳者又はその他の方法により証明されなければならない。

(3) 特許法第 21 条及び第 53b 条に従う事案の審査及び処理の結果、特許商標庁から特許所有者に対して補正した本文を提出するよう求めることと成った場合は、その本文は、同庁の指定する期限の到来前にデンマーク語又は英語で提出しなければならない。クレームに関する本文の補正は、デンマーク語で提出しなければならない。

第 124 条 強制ライセンス

(1) 特許法第 45 条(1)に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州共同体内での実施、又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする。

(2) 特許法第 48 条に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州共同体内における実施、又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする。

第 125 条 提出された請求等の書類

特許商標庁は、出願等の審査及びその他の処理のため、必要とみなすときは、提出された請求等の裏付けとして追加の資料の提出を請求することができる。

第 VIII 部 施行期日及び経過規定

第 22 章 施行期日

第 126 条

- (1) 本規則は、2009 年 2 月 11 日から施行する。
- (2) 第 75 条から第 102 条まで及び第 112 条から第 119 条までの規定は、フェロー諸島及びグリーンランドには適用しない。
- (3) 同時に、特許及び補充的保護証明書に関する 2008 年 4 月 28 日命令 No. 299 を廃止する。
- (4) 特許協力条約に基づく国際予備審査に関する本規則の規定は、1988 年 8 月 26 日命令 No. 602 により施行された。

第 127 条 経過規定

- (1) 本規則は、次の事項を除き、本規則施行日に特許当局に係属している特許出願についても適用する。
 - (i) 第 11 条は、1995 年 12 月 31 日後になされた出願に適用する。
 - (ii) 1992 年 12 月 23 日命令 No. 1193 第 12 条(3)は、1996 年 1 月 1 日前になされた出願に適用する。
 - (iii) 第 19 条の規定は、1992 年 12 月 31 日後になされた出願に適用する。
 - (iv) 特許商標庁が英語の書類を基礎にする出願について審査し、かつ、処理する可能性に関する本規則の規定は、2008 年 5 月 1 日後になされた出願のみに適用する。
 - (v) 第 8 条(3)及び第 123 条(3)は、2009 年 1 月 1 日以後になされた出願に適用する。
- (2) 1997 年 2 月 8 日前になされた異議申立及び行政再審査請求は、旧規則に従い完了させるものとする。